

大阪府立中河内救命救急センターの管理運営並びに
手数料等の徴収事務及び既納手数料等の還付に係る
支出事務に関する業務の変更契約書

平成26年4月1日大阪府（以下「甲」という。）と公益財団法人大阪府保健医療財団（以下「乙」という。）との間で締結した「大阪府立中河内救命救急センターの管理運営並びに手数料等の徴収事務及び既納手数料等の還付に係る支出事務に関する業務契約書」の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

1 第21条第2項を下記のとおり改める。

乙は、施設、設備、外構を維持補修するときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

なお、速やかに維持修繕しなければ、センターの管理運営上、支障を来すものについては、この限りではないが、維持補修後は速やかに事後報告をすること。

2 第34条第1項を下記のとおり改める。

乙は、管理運營業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、指定管理者指定申請書提出時に甲に示した「業務の外注計画」に係る業務及び第21条第2項で規定する維持補修業務並びにあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

平成28年6月2日

(甲) 大阪府
代表者 大阪府知事 松井 一

(乙) 大阪市城東区 6番107号
公益財団法人 医療財団
代表者 杉